

第六十四号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 区長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第六条第五項中「前項」の下に「（第二号に該当する場合に限る。）」を加える。

第二十三条第二項第二号中「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

第三十七条第四号中「場合」の下に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、

精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、卒園後も引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、家庭的保育事業者等による連携施設の確保を不要とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。